（厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和六十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

表

128mm

91mm

第　　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第１項から第３項まで（第２項については、第21条第１項の許可製造業者又は第28条第２項の第一種特定化学物質等取扱事業者に対する立入検査等を行う場合に限る。）の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

写真

職　名

氏　名

年　月　日　生

年　月　日　発　行

有　効　期　間　　発行年月日より２年間

厚　生　労　働　大　臣　　印

別記様式

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）　抜粋

（立入検査等）

第四十四条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

２　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

３　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

４　前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～８　（略）

９　第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～二　（略）

三　第五十八条第三号、第五十九条又は前条　各本条の罰金刑